

議案第100号

幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項及び第129条の規定に基づき、町長の附属機関として、幕別町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 幕別町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織等)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第6条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(幕別町情報公開条例の一部改正)

第2条 幕別町情報公開条例(平成11年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(幕別町情報公開条例の改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の幕別町情報公開条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定により設置された幕別町情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条第2項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 2 施行日前に旧審査会にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第18条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以降も、なお従前の

例による。